新型コロナウィルス感染症に係る傷病手当金に関するQ&A

Q１．新型コロナウィルス感染症に感染しており、療養のため労務に服することが

できない場合、傷病手当金は支給されるか？

A1．業務災害以外の理由により新型コロナウィルス感染症に感染している場合には、

　　　他の疾病に罹患している場合と同様に、療養のため労務に服することができなく

　　　なった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間、

　　　直近１２ヶ月の標準報酬月額を平均した額の３０分の１に相当する額の３分の２

　　　に相当する金額を、傷病手当金として支給することとなる。

　　　傷病手当金・傷病手当金付加金・延長傷病手当金付加金に関するその他の

　　　規約・規定は、他の疾病に罹患している場合に準ずる。

Q２. 発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた期間については、労務

　　　に服することができなかった期間に該当するのか。

A２.　会社から出された「新型コロナウィルス感染防止対策ガイド」に従って、風邪の

症状や３７．５度以上の発熱が４日以上続いた場合は、帰国者・接触者センター

に連絡の上、指示された病院を受診する。

傷病手当金請求時に、傷病手当金請求書の療養担当者記入欄に当該病院の

医師の証明を受けることにより、上記のような発熱などの症状があるため自宅

療養を行っていた期間は、療養のため労務に服することができなかった期間に

該当することとなる。

Q3.　事務所内で新型コロナウィルス感染症に感染した者が発生したことに等により、

　　　事業所全体が休業し、労務を行っていない期間については、傷病手当金は支給

　　　されるか。

A3.　傷病手当金は、業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため労務に

　　　服することができないときに給付されるものであるため、被保険者自身が労務

　　　不能と認められない限り、傷病手当金は支給されない。

Q4.　本人には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由

　　　において、本人が休暇を取得した場合には傷病手当金は支給されるのか。

A4.　 傷病手当金は、業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため労務に

　　　服することができないときに給付されるものであるため、被保険者自身が労務

　　　不能と認められない限り、傷病手当金は支給されない。

以上